

令和6年度 朝日まちづくり協議会総会



令和5年度 フォトコンテスト グランプリ作品
「学校帰り」

●とき 令和6年5月8日(水)

●ところ 燦爛朝日館 ふれあいホール

総会次第

1 開会

2 市民憲章朗唱

3 会長あいさつ

4 議長選出

5 議事録署名者指名

6 議事

○第1号議案

- ・令和5年度 朝日まちづくり協議会 事業報告 及び 収支決算について
- ・監査報告

【1～7頁】

○第2号議案

- ・朝日まちづくり協議会 組織の見直しについて
- ・朝日まちづくり協議会 規約の一部改正について

【8～14頁】

○第3号議案

- ・令和6年度 朝日まちづくり協議会 役員(案)について

【15～16頁】

○第4号議案

- ・朝日まちづくり計画（案）について

【17～24頁】

○第5号議案

- ・令和6年度 朝日まちづくり協議会 事業計画(案)及び収支予算(案)について

【25～28頁】

○第6号議案

- ・朝日まちづくり協議会 地域支援事業補助金 交付要綱の一部改正について

【29～41頁】

○その他

7 議長退任

8 来賓祝辞

9 閉会

高山市民憲章

わたくしたちは乗鞍のふもと
山も水もうつくしい飛騨高山の市民です。

○たがいに信じ、助け合い
心のなかにもきれいな花を咲かせましょう。

○環境をととのえ、きまりを守り
みんなのしあわせを大事にしましょう。

○からだをきたえ、元気で働き
明るい豊かなまちをきずきましょう。

○文化をたとび、伝統を生かし
正しい教養を身につけましょう。

○こどもを愛し、健やかに育て
夢と誇りをもたせましょう

昭和41年11月1日制定

【第1号議案】

令和5年度 朝日まちづくり協議会 事業報告

部会名	事業名	事業目的・概要	実施内容
●まちづくりの推進・人づくり・交流活動に関する部会			
まちづくり推進部会	朝日まちづくり総合計画の見直し事業	・まちづくり第八次総合計画の見直しを進める	・定期役員会開催時において随時実施
	活動団体育成事業	・町内会が行う活動支援	・桜ライトアップ（浅井町内会、黒川町内会） ・雪像づくり（桑之島町内会、灯籠の会） ・カブトローラ祭り（甲有志会）
	情報発信事業	・情報発信（対内広報） ・情報発信（対外広報）	・広報「まち協あさひ」発行（5回） ・ホームページの随時更新及び管理 ・インスタグラム、フェースブックでの情報発信
	人材育成事業	・将来にわたる、まちづくりの人材を育てる活動支援	・「二十歳のつどい」実行委員会への参画 ・地域ぐるみで子どもの育成を考える会との連携 ・あさひの唄「あさひのかたち」の活用（文化祭他）
	敬老事業	・長寿を祝う活動の支援	・敬老の日記念品配付
●防災・防犯・安心安全活動に関する部会			
安心安全部会	地域防災活動支援事業	・防災活動支援 ・消防団活動の支援	・地域防災活動支援 ・ハザードマップ作成支援 ・消防備品購入（発電機4基） ・防災教室開催（2月19日 小学校高学年対象）
	地域環境整備事業	・地域環境整備活動	・地域内環境整備の推進（町内会等の環境整備活動、交通安全看板設置、戦没者慰靈碑周辺環境整備） ・ゴミステーション入替設置支援実施 ・枝垂れ桜の里づくり事業推進 （各町内より苗木注文受付。4月配布） ・花壇コンクール実施 （6月8日 苗配布・8月22日 花壇審査）
	福祉活動支援事業	・福祉、健康増進活動・見守り活動支援	
●教育・文化振興活動・健康・福祉活動に関する部会			
社会教育部会	地域交流事業	・地域住民の人的交流を図る活動及び支援	・交流団体支援 （9月17日 あさひたかねワクワクフェスタ） ・地域交流目的カレンダー作成 （フォトコン・川柳作品掲載）
	ふれあい活動事業	・地域活動支援 ・生涯学習活動支援	・事業応援、ボランティア参加 （ウルトラマラソン・他） ・各地域における女性活動支援
	文化活動支援事業	・ふるさとの歴史・文化・自然を守り伝える活動支援	・あさひ文化祭開催（10月29日 こだま館） ・川柳コンテスト開催 ・フォトコンテスト開催
	子ども育成活動支援事業	・子ども・若者活動支援 ・スポーツ少年団育成支援	・あさひたかね子ども会クリスマス会開催 （12月24日 燐々堂朝日館） ・スポーツ少年団等への活動支援 （野球・アルペンスキー・クロススキー）
	高齢者活動支援事業	・長寿会活動の支援	・朝日区長寿会研修助成 ・環境整備活動（のぎく会）
●環境保全活動・産業振興に関する部会			
産業経済部会	地域資源活用事業	・地域団体の活動支援 ・農工商観光等関係組織との連携	・地域団体等への支援（観光協会・古民家を楽しむ会・氷点下の森守る会・御嶽鈴蘭高原観光開発・美女高原観光 ・飛騨あさひ旅館組合・他） ・地域資源PRタペストリー制作 ・朝日町入り口垂れ幕作成
	コミュニティービジネス支援事業	・地域資源を生かしながらビジネス的手法で地域課題の解決を図る	

資料構成のため空白頁

【令和5年度 朝日まちづくり協議会事業報告 内訳】

月	まちづくり協議会 本部	まちづくり推進部会	安心安全部会	社会教育部会	産業経済部会	地域支援事業
4	3日 4月町内会配付物	11日 第1回町内会長会議	「ゴミステーション入替設置」支援	17日 第1回市子連常任委員会		朝日町枝垂れ桜観光誘致事業
	5日 第1回定例役員会		地域環境整備・花壇コンクール事業申請	27日 高山市子ども会連絡協議会		浅井神明神社桜ライトアップ
	25日 三役会議		環境整備委託（英靈碑）			黒川天満神社桜ライトアップ
	26日 高山市町内会連絡協議会総会（会長）		交通安全「ゆっくり走ろう」看板募集設置			
	27日 第2回定例役員会(理事会に向けての臨時委員会)		地域防災活動支援・消防備品購入			
5	1日 5月町内会配付物	8日 広報委員会		13日 高山市子ども会連絡協議会総会		30日 朝日・高根・保小中まち協支所連携会議
	8日 会計監査(古守)・9日 会計監査(森下)	17日 広報委員会				
	10日 第1回朝日まちづくり協議会理事会	19日 広報委員会				
	11日 高山市協働推進課訪問(大川さん)	28日 広報校了				
	17日 令和5年度朝日まちづくり協議会総会					
	22日 第1回高山市町内会連絡協議会 役員会					
	25日 第1回事務局長会議					
	25日 第3回定例役員会					
	30日 朝日・高根・保小中まち協支所連携会議					
	31日 高山市協働のまちづくり推進会議(中谷会長)13:30					
6	31日 高山市市民憲章推進協議会総会(中谷会長)19:00					
	1日 6月町内会配付物	1日 広報 まち協あさひvol.38号発行	8日 花壇花苗配付	5日 社会教育部会会長引継ぎ	9日 産業経済部会議	28日 保育園保護者会夕涼み会
	1日 Aコープ跡地活用連携会議	16日 部会議	22日 安心安全部会会議			
	21日 第4回定例役員会	29日 第2回町内会長会議(7月配布物)				
	22日 朝高子どもしとねる会					
7	1日 7月町内会配付物	27日 朝日・高根地域ぐるみで子どもの育成を考える会	19日 安心安全部会会議	14日 文化委員会	21日 産業経済部会議	9日 見座ふれあい委員会珈琲講習会
	4日 令和5年度朝日まちづくり協議会 全体会議					22日 のぎく会、環境整備
	14日 保育園カレーパーティー					23日 のぎく会、環境整備
	10日 第5回定例役員会(本庁環境政策課出席)			31日 地区別青少年育成者研修会		28日 朝日保育園夕涼み会
	13日 文化祭打合せ（小中教頭）					
	18日 事務局交流会					
	25日 朝日・高根・保小中まち協支所連携会議					
	27日 高山市市民懇談会					
8	1日 8月町内会配付物	14日 広報編集 19:00	22日 花壇審査	31日 文化委員会	25日 産業経済部会議	5日 鈴蘭高原謝恩夢花火
	2日 第6回定例役員会	25日 広報校了	30日 安心安全部会会議			6日 美女高原こい釣り大会 子どもミライ夏祭り
	29日 協働のまちづくり推進会議zoom		交通安全「ゆっくり走ろう」看板募集設置			8日 ひよこ学級夏祭り
9	1日 第7回定例役員会・9月町内会配付物	1日 広報 まち協あさひvol.39号発行	5日 花壇表彰看板設置	7日 文化委員会	22日 産業経済部会議	17日 あさひ高根わくわくフェスタ
	5日 朝日高根地域ぐるみで子どもの育成を考える会担当者会議	19日 敬老の日記念品配布（22日まで）		14日 文化委員長・部会長打合せ		
	25日 朝日高根地域ぐるみで子どもの育成を考える会	12日 第3回町内会長会議		19日 文化委員会		
	28日 事務局交流会	13日 二十歳のつどい担当者会議				
	29日 町内会連絡協議会(町内会長研修)					
	29日 10月町内会配付物					

月	まちづくり協議会 本部	まちづくり推進部会	安心安全部会	社会教育部会	産業経済部会	地域支援事業
10	4日 第8回定例役員会	11日 二十歳のつどい実行委員会		3日 文化祭全体委員会		5日 朝日区長寿会日帰り研修
	18日 朝高子どもしとねる会			29日 あさひ文化祭(小中学校合唱・保育園児ダンス)		5日 久々野朝日クラブ
	31日 11月町内会配付物					15日 第7回カブトロ一祭り
						29日 保育園保護者会ハロウィンパーティー
11	1日 第9回定例役員会		13日 部会(ハザードマップ確認)	30日 第2回川柳コンテスト締切	24日 産業経済部会議	
	7日 朝日高根地域ぐるみで子どもの育成を考える会打ち合わせ					
	8日 令和5年度上半期監査(古守・溝脇)					
	15日 9次総合計画意見交換会					
	16日 事務局交流会					
	21日 地域別市民意見交流会					
	28日 朝日・高根保小中まち協支所連携会議					
	29日 第3回協働のまちづくり推進会議					
	31日 第10回定例役員会(町内会長会議にむけて)					
12	6日 12月町内会配付物(町内会長会議)	1日 広報 まち協あさひvol.40号発行		9日 あさひたかね子ども会クリスマス会打合せ		3日 しめ縄つくり
	26日 1月町内会配付物	6日 第4回町内会長会議		21日 あさひたかね子ども会クリスマス会打合せ		19日 ひよこ学級クリスマス会
		15日 二十歳のつどい打合せ		24日 あさひたかね子ども会クリスマス会		
		27日 二十歳のつどい実行委員会リハーサル				
1	17日 第11回定例役員会	2日 二十歳のつどい		31日 第2回川柳コンテスト審査		
	9日 子どもの育成を考える会打合せ	10日 二十歳のつどい特集号広報打合せ				
	23日 朝日・高根保小中まち協支所連携会議					
	30日 朝日・高根地域ぐるみで子どもの育成を考える会					
2	1日 2月町内会配付物	1日 二十歳のつどい特集号広報発行	6日 小学校にて防災教室打合せ	6日 カレンダー作成打合せ(アドプリンター)		10日 氷点下の森氷祭り
	6日 高山市町内会連絡協議会	28日 第5回町内会長会議	15日 小学校防災教室部会打合せ	29日 第2回フォトコンテスト締め切り		上桑之島町内会雪像作成
	7日 義務教育学校に関するお願い、市長教育長面談		19日 小学校4・5・6年防災教室			灯籠会雪像作成
	13日 第12回定例役員会		26日 まち協花苗申請締め切り			
	24日 第9回協働のまちづくりフォーラム					
	27日 協働のまちづくり推進会議					
	28日 3月町内会配付物(町内会長会議)					
3	6日 第13回定例役員会	31日 広報 まち協あさひvol.41号発行	4日 高山市花苗申請締め切り	4日 第2回フォトコンテスト審査		9日 古民家でひな祭り
	7日 JA地域連携会議		14日 安全安心部会	8日 カレンダーデーター締め切り		10日 古民家でひな祭り
	18日 第14回定例役員会			29日 朝日町カレンダー完成		

【第1号議案】

令和5年度 朝日まちづくり協議会 収支決算書 【収入の部】

【収入の部】

単位：円

区分	R5当初予算	R5決算額	摘要
会費	1,876,000	1,872,000	468戸×4,000円
市補助金	11,200,000	10,140,000	高山市協働のまちづくり事業支援金 1,060,000円高山市へ返金
その他補助金	300,000	31,000	令和5年度 高山市町内会防犯灯電気料金高騰対策事業補助金
負担金	320,000	226,162	自治会活動保険掛金468戸×320円=149,760円 朝日高根合同実施事業負担金 (高根まちづくりの会) 76,402円
協賛金	200,000	0	
寄付金	0	0	
繰越金	1,647,853	1,647,853	令和4年度より
雑入	20,147	23,865	貯金利息60円、コピー代23,805円
合計	15,564,000	13,940,880	

【第1号議案】 令和5年度 朝日まちづくり協議会 収支決算書 【支出の部】

[支出の部]

単位：円

事業・科目	R5予算額	R5決算額		摘要	
		支援金充当額	自主財源	支援金充当額	自主財源
まちづくり推進費	6,955,000	6,561,000	394,000	6,127,950	5,754,800
組織運営費	6,415,000	6,021,000	394,000	5,695,475	5,353,325
役員報酬	580,000	580,000	0	590,000	590,000
事務局職員給与・賃金	3,807,000	3,807,000	0	2,953,726	2,953,726
社会保険料	250,000	250,000	0	259,403	259,403
報償費	10,000	10,000	0	0	0
旅費	30,000	30,000	0	2,000	2,000
交際費	70,000	0	70,000	60,000	0
需用費	500,000	365,000	135,000	497,089	397,849
役務費	380,000	229,000	151,000	353,202	203,292
委託料	155,000	155,000	0	203,895	203,895
使用料及び賃借料	550,000	550,000	0	534,160	534,160
備品購入費	58,000	45,000	13,000	209,000	209,000
負担金補助及び交付金	25,000	0	25000	33,000	0
外灯料補助	540,000	540,000	0	432,475	401,475
負担金補助及び交付金	540,000	540,000	0	432,475	401,475
				31,000	31,000
				外灯料補助金 18町内会	

事業・科目	R5予算額	R5決算額		摘要	
		支援金充当額	自主財源	支援金充当額	自主財源
事業費	7,789,000	4,639,000	3,150,000	6,198,811	4,385,200
まちづくり推進部会	1,833,000	1,143,000	690,000	1,265,365	1,143,000
町内会等活動支援	340,000	240,000	100,000	250,000	250,000
広報紙発行	503,000	413,000	90,000	527,087	418,681
ホームページ・PC管理委託料	290,000	290,000	0	290,219	290,219
まちづくり人材育成	190,000	20,000	170,000	0	0
はたちのつどい	30,000	0	30,000	13,959	0
地域子ども育成	170,000	70,000	100,000	0	0
長寿を祝う活動支援	310,000	110,000	200,000	184,100	184,100
安心安全部会	3,051,000	1,511,000	1,540,000	2,086,585	1,511,440
防災活動支援	120,000	20,000	100,000	225,905	145,180
消防団活動支援	351,000	1,000	350,000	357,500	1,100
町内環境支援	1,200,000	1,200,000	0	1,000,000	1,000,000
花壇コンクール	100,000	75,000	25,000	65,160	65,160
枝垂れ桜の里づくり	110,000	10,000	100,000	85,000	0
交通安全看板	0	0	0	53,020	53,020
町内ゴミステーション事業	400,000	150,000	250,000	300,000	300,000
緑化推進事業	600,000	0	600,000	0	0
福祉講座の開催	120,000	35,000	85,000	0	0
福祉活動の支援	50,000	20,000	30,000	0	0
社会教育部会	1,795,000	975,000	820,000	1,837,047	1,030,760
地域住民交流活動	400,000	200,000	200,000	748,790	385,502
スポーツ振興活動	135,000	85,000	50,000	33,220	33,220
地域活動支援	50,000	20,000	30,000	15,434	15,434
福祉健康増進活動	50,000	30,000	20,000	0	0
文化祭	400,000	200,000	200,000	433,098	295,604
文化活動支援	90,000	50,000	40,000	84,982	0
子ども、若者活動支援	370,000	140,000	230,000	174,303	154,943
スポーツ少年団育成活動	150,000	150,000	0	250,220	49,057
長寿会活動支援	150,000	100,000	50,000	97,000	97,000
産業経済部会	1,110,000	1,010,000	100,000	1,009,814	700,000
地域団体の活動支援	1,000,000	1,000,000	0	1,009,814	700,000
コミュニティビジネス支援	110,000	10,000	100,000	0	0
積立金				0	0
予備費	820,000	0	820,000	0	0
合計	15,564,000	11,200,000	4,364,000	12,326,761	10,140,000
				2,186,761	

収入金額
13,940,880

支出金額
12,326,761

次年度繰越金
1,614,119

監査報告書

令和5年度朝日まちづくり協議会会計監査を次のとおり行いましたので、その結果について報告いたします。

記

1. 監査の対象 令和5年度 朝日まちづくり協議会 会計決算
令和5年度 朝日まちづくり協議会 事業報告
2. 監査日 令和6年4月17日（水）
3. 実施場所 燐燐朝日館内 朝日まちづくり協議会事務所
4. 監査結果 会計については、運営費の入金及び出金が適正に行われ、貯金通帳及び関係諸帳簿、請求書等の付属書類が適正に記載・保管されていることを認めます。
また、執行状況については、新型コロナウィルス感染症対策による事業の自粛により中止を余儀なくされていた事業の再開や、新規事業を実施するなど、楽しく暮らせる地域づくりの推進にとりくんでおり、今後も更なる事業推進を図られたい。

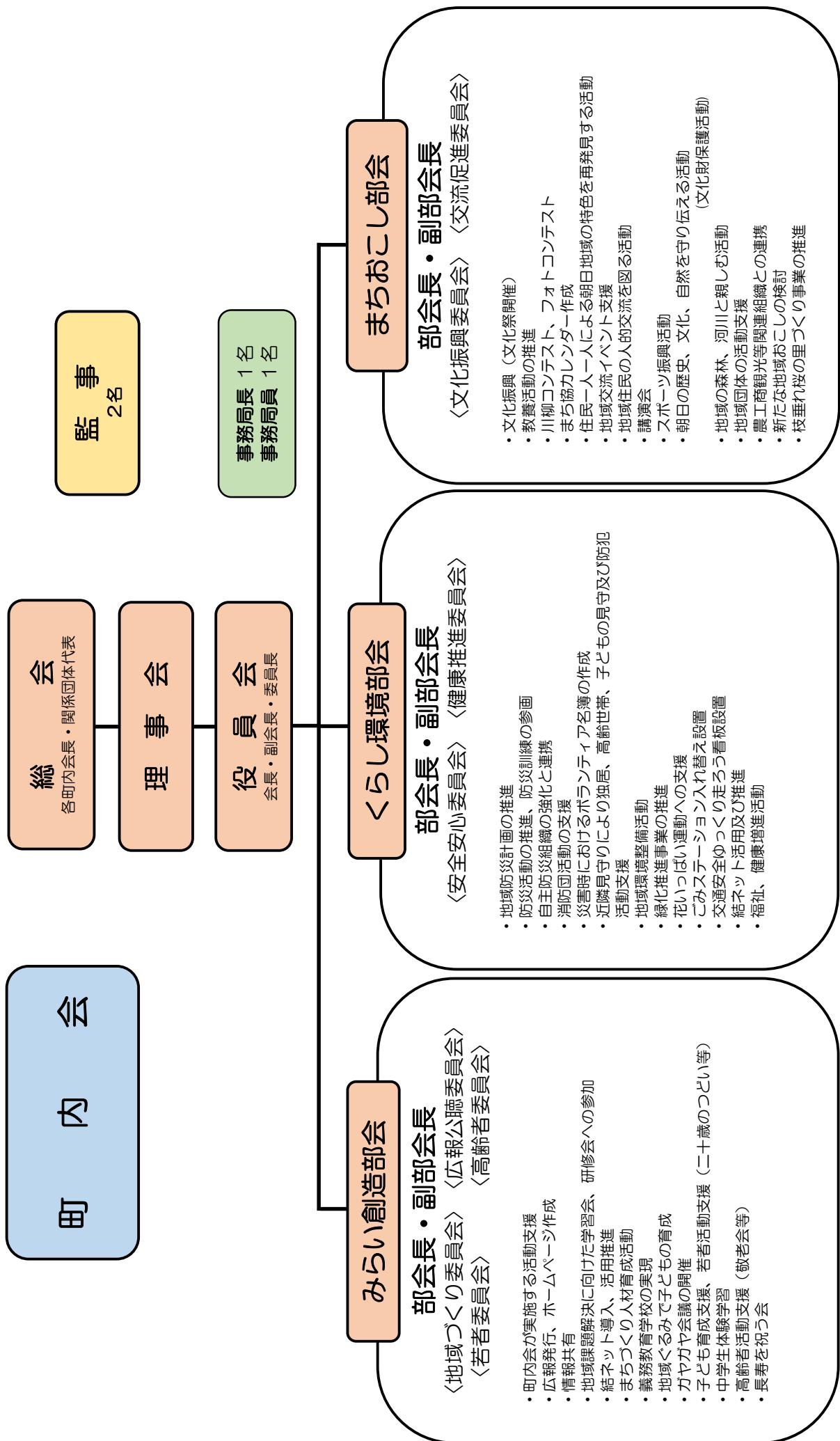
令和6年4月17日

朝日まちづくり協議会

監事 右守博明 
監事 溝脇ゆかり 

朝日町づくり協議会組織図(案)

[第2号議案]



【第2号議案】

規約の一部改正（案）について

第3章 第14条を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業部会)</p> <p>第14条 事業部会は、町内会長、各町内会から選出された者、団体等の代表者及び参画を希望する者によって構成する。</p> <p>2 部会長は部員の互選により選出し、副部会長は部会長が指名する。</p> <p>3 事業部会には、専門委員会を設置し、その委員長に事業を再配分することができます。</p> <p>4 事業部会は、部会長が招集し、事業の企画、調整、運営実施をおこなう。</p> <p>5 事業部会は、次の4部会とし、その主たる事業は次のとおりとする。</p> <p>(1) まちづくり推進部会 協議会全体の運営調整に関する事業</p> <p>(2) 安心安全部会 安全、福祉及び環境に関する事業</p> <p>(3) 社会教育部会 教育、文化、青少年及び高齢者に関する事業</p> <p>(4) 産業経済部会 産業振興に関する事業</p> <p>6 事業部会の活動範囲は、朝日地域内とする。但し、他の地域の団体等と協力・連携して活動する場合はこのかぎりではない。</p>	<p>(事業部会)</p> <p>第14条 事業部会は、町内会長、各町内会から選出された者、団体等の代表者及び参画を希望する者によって構成する。</p> <p>2 （削除）</p> <p>2 事業部会には、専門委員会を設置し、その委員長に事業を再配分することができます。</p> <p>3 事業部会は、部会長が招集し、事業の企画、調整、運営実施をおこなう。</p> <p>4 事業部会は、次の3部会とし、その主たる事業は次のとおりとする。</p> <p>(1) まちづくり創造部会 まちづくり推進・人づくり・交流活動に関する事業</p> <p>(2) くらし環境部会 安心安全・防災・防犯・健康・福祉活動に関する事業</p> <p>(3) まちおこし部会 文化振興活動・交流促進に関する事業</p> <p>5 事業部会の活動範囲は、朝日地域内とする。但し、他の地域の団体等と協力・連携して活動する場合はこのかぎりではない。</p>

朝日まちづくり協議会規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会の名称は、朝日まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）とする。

（目的）

第2条 この協議会は、朝日地域らしさを活かした住みよい地域づくりのため、高山市朝日まちづくり総合計画（以下、「まちづくり計画」という。）に基づきその推進に努めることを目的とする。

（事業）

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) まちづくり計画の策定と推進に関する事業
- (2) 人づくり・交流活動に関する事業
- (3) 防災・防犯・安全安心活動に関する事業
- (4) 健康・福祉活動に関する事業
- (5) 教育・文化振興活動に関する事業
- (6) 環境保全活動に関する事業
- (7) 産業振興活動に関する事業
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

（会員）

第4条 この協議会の会員は、朝日町に住所を有する住民及び朝日町に事務所を有する団体等とする。

2 前項に規定する「団体等」は、朝日町の住民または朝日町に在勤する者5名以上で構成し、会則を整備し活動内容及び収支決算の承認を得ることのできる団体、もしくはグループとする。

（事務所）

第5条 この協議会の事務所は、朝日町万石800番地 朝日支所に置く。

（事務局）

第6条 協議会の企画広報など、円滑な運営の事務を行うため、事務局を設置する。

2 協議会は、円滑に事務を行うため、事務局業務を地域で活動する団体等に委託する事ができる。

第2章 役員

(役員)

第7条 この協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 20名程度
- (4) 監事 2名

2 役員は協議会構成員の中から総会において選出する。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。会長は連合町内会長を兼務する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、各部会を代表する者がこれを務め、協議会の業務を審議する。

4 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了又は辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 機関、団体の代表者として役員に就任した者が、その職を辞したときは、後任者がこれに代わるものとする。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、理事会、役員会及び事業部会とする。

2 協議会に、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

3 会長は、必要に応じ会員以外の者を招集し意見を求めることができる。

(総会)

第11条 総会は、次の者（以下、「総会構成員」という）をもって構成する。

- (1) 各町内会長
 - (2) 協議会の活動に参画する団体等の代表者
- 2 総会は、次の事項を決定する。
- (1) まちづくり計画
 - (2) 会長、副会長、理事の選任及び任命同意

- (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること
 - (4) その他、重要事項に関すること
- 3 総会は毎年1回定期総会を開催する。
- 4 総会は会長が招集する。
- 5 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 6 会長が必要と認めるとき、あるいは第4条の構成員の半数以上の者から要求があったときは、臨時総会を開催することができる。
- 7 総会は、総会構成員の過半数の出席（委任状による出席を含む）がなければ、これを開くことができない。
- 8 総会は、原則公開とする。
- 9 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 10 総会構成員の招集が困難な場合には、書面決議をもって総会の議決とみなすことができる。

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が招集し、次の事項を審議する。
 - (1) まちづくり計画に関する事項
 - (2) 総会に付議する事項
 - (3) その他必要な事項
- 3 理事会は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長及び事業部会長をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が招集し、次の事項を協議する。
 - (1) 協議会の運営に関する事項
 - (2) 事業の実施に関する事項
 - (3) 予算の流用に関する事項
 - (4) その他必要な事項

(事業部会)

第14条 事業部会は、町内会長、各町内会から選出された者、団体等の代表者及び参加を希望する者によって構成する。

~~2 部会長は部員の互選により選出し、副部会長は部会長が指名する。~~

- 2 事業部会には、専門委員会を設置し、その委員長に事業を再配分することができる。

- 3 事業部会は、部会長が招集し、事業の企画、調整、運営実施をおこなう。
- 4 事業部会は、次の3部会とし、その主たる事業は次のとおりとする。
 - (1) みらい創造部会 まちづくり推進・人づくり・交流活動に関する事業
 - (2) くらし環境部会 安心安全・防災・防犯・健康・福祉活動に関する事業
 - (3) まちおこし部会 文化振興活動・交流促進に関する事業
- 5 事業部会の活動範囲は、朝日地域内とする。但し、他の地域の団体等と協力・連携して活動する場合はこのかぎりではない。

第4章 会計

(会費)

第15条 協議会の会費は1世帯年額4,000円とする。

(会計)

第16条 協議会の会計は、会費、補助金、負担金、その他収入をもってこれをあてる。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計監査)

第17条 監事は、監査結果を総会で報告し、承認を得た場合は、速やかにこれを公表する。

第5章 雜則

(必要書類等)

第18条 協議会の事務局には、業務に必要な帳簿及び書類を備えておかなくてはならない。

(情報の公開)

第19条 協議会の会議は、公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算及び決算については広く会員に周知するものとする。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な規則等は、役員会で別に定める。

附 則

- 1 平成28年 4月22日 第10条1項、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条及び第20条一部改正

附 則

- 1 平成30年4月27日 第4章 第15条を次のように改正する。

改正前	改正後
第15条 協議会の会費は1世帯年額4,500円とする。	第15条 協議会の会費は1世帯年額 <u>4,000</u> 円とする。

この規約改正による会費は、平成30年度分の会費から適用する。

附 則

- 1 令和 3年 4月26日 第11条10項の一部改正

附 則

- 1 令和 6年 5月 8日 第14条の一部改正

改正詳細は規約改正表のとおりとする。

令和6年度 朝日まちづくり協議会役員（案）

部	会	役職名	氏名
本 部		会長	中谷昭彦
		副会長	東野敏朗
		副会長	森山眞由美
理事	みらい創造部会	部会長	西垣内一夫
		副部会長	山岩紀代
		委員長	白尾匡
		副委員長	石井宗
		副委員長	新井清和
		委員長	坂下泰彦
		副委員長	長瀬淳也
		若者委員会 委員長	池田新
		高齢者委員会 委員長	大宮正司
		部会長	森本豊
監事	くらし環境部会	副部会長	下垣内武司
		安全安心委員会 委員長	中井真二
		健康推進委員会 委員長	山上敏幸
		部会長	向畠宏
		副部会長	富山有香
	まちおこし部会	文化振興委員会 委員長	小林勝巳
		交流促進委員会 委員長	長瀬浩一
		副委員長	鈴木修
		副委員長	清水口光代
		古守博明	
		溝脇ゆかり	

朝日まちづくり協議会 総会構成員名簿

朝 日 ま ち づ く り 協 議 会 役 員	まちづくり協議会 三役	会長	中谷 昭彦
	まちづくり協議会 三役	副会長	東野 敏朗
	まちづくり協議会 三役	副会長	森山 真由美
	3名		
	みらい創造部会 部会長	理事	西垣内 一夫
	みらい創造部会 副部会長	理事	山岩 紀代
	地域づくり委員会委員長	理事	白尾 匠
	地域づくり委員会副委員長	理事	石井 宗
	地域づくり委員会副委員長	理事	新井 清和
	広報公聴委員会委員長	理事	坂下 泰彦
	広報公聴委員会副委員長	理事	長瀬 淳也
	若者委員会委員長	理事	池田 新
	高齢者委員会委員長	理事	大宮 正司
	くらし環境部会 部会長	理事	森本 豊
	くらし環境部会 副部会長	理事	下垣内 武司
	安全安心委員会委員長	理事	中井 真二
	健康推進委員会委員長	理事	山上 敏幸
	まちおこし部会 部会長	理事	向畠 宏
	まちおこし部会 副部会長	理事	富山 有香
	文化振興委員会委員長	理事	小林 勝巳
	交流促進委員会委員長	理事	長瀬 浩一
	交流促進委員会副委員長	理事	鈴木 修
	交流促進委員会副委員長	理事	清水口 光代
	監査委員	監事	古守 博明
	監査委員	監事	溝脇 ゆかり
	21名		

町 内 会 長	見座町内会長	会員代表	坂本 光仁
	小瀬町内会長	会員代表	長瀬 幸夫
	立岩町内会長	会員代表	島本 廣一
	小谷町内会長	会員代表	白尾 匠
	甲町内会長	会員代表	森下 雅史
	万石町内会長	会員代表	古永 浩一
	上ヶ見町内会長	会員代表	石原 清雄
	下青屋町内会長	会員代表	橋本 衛
	上青屋町内会長	会員代表	木本 雅之
	寺澤町内会長	会員代表	谷 寿智
	浅井町内会長	会員代表	長瀬 靖弘
	寺附町内会長	会員代表	清水 明三
	大廣町内会長	会員代表	森山 安雄
	黒川町内会長	会員代表	石井 宗
	一之宿町内会長	会員代表	森本 信彦
	西洞町内会長	会員代表	水口 昌栄
	宮之前町内会長	会員代表	新井 清和
	桑之島町内会長	会員代表	一本木 國昭
	胡桃島町内会長	会員代表	小林 利明
	19名		

各 種 團 體	朝日中学校PTA	団体会員	大宮 正孝
	朝日小学校PTA	団体会員	森下 健一
	朝日保育園保護者会	団体会員	井原 泰良
	朝日中学校	団体会員	松野 智幸
	朝日小学校	団体会員	水船 達司
	朝日保育園	団体会員	水口 尚子
	こどもミライ輝くあさひ・たかね	団体会員	池田 新
	飛騨あさひ旅館組合	団体会員	滝本 広治
	道の駅ひだ朝日村(株)サンサンあさひ	団体会員	南 和巳
	高山南商工会 朝日支所	団体会員	山岩 豪
	朝日農業改良組合	団体会員	和賀登 章仁
	道の駅ひだ朝日村農産物出荷組合	団体会員	坂本 好輝
	高山市認定農業者(朝日支所)	団体会員	徳原 宏樹
	高山市和牛改良組合朝日支部	団体会員	和賀登 章仁
	農事組合法人飛騨朝日畜産センター	団体会員	上田 正巳
	朝日区長寿会	団体会員	大宮 正司
	朝日町遺族会	団体会員	林 順一
	NPO法人 元気な里ひだあさひ	団体会員	加藤 久廣
	高山市朝日地域有害鳥獣捕獲隊	団体会員	池田 洋
	NPO法人ほのぼのの朝日ネットワーク	団体会員	高井 優
	母子寡婦福祉会サークルみすばしょう	団体会員	山本 佳奈子
	古民家を楽しむ会	団体会員	川邊 説子
	朝高子どもしどねる会	団体会員	長瀬 真人
	朝日・秋神郵便局	団体会員	相田 博之
	美女高原観光開発組合	団体会員	山本 幸生
	飛騨あさひ観光協会	団体会員	渡辺 豊秋
	朝日地区民生児童委員会	団体会員	橋本 静夫
	スポーツ推進委員長	団体会員	清水口 光代
	見守り推進委員	団体会員	山上 真弓
	ひよこ学級	団体会員	小林 優衣
	(有)カクレハ	団体会員	木本 新一
	氷点下の森守る会	団体会員	中村 千尋
	やまびこの会	団体会員	坂本 恵子
	JAひだ 朝日支店	団体会員	廣田 令寿
34名			
総数 77名(名簿重複者数 7名)		総会構成員数 70名	

事務局

事務局	事務局長	事務局	新井 敏幸
	事務局員	事務局	長瀬 孝代
	高山市朝日支所 支所長	担当職員	下畑 英史
	高山市朝日支所 次長	担当職員	深澤 みち代
	高山市朝日支所 地域振興課係長	支援職員	樋口 博之
	5名		

朝日まちづくり計画(案)



令和 6 年 4 月

朝日まちづくり協議会

目 次

第1章 計画の概要	-----	2
1. 策定の趣旨	-----	2
2. 計画の構成	-----	2
3. 計画の目標年次	-----	2
第2章 朝日地域を取り巻く現状と課題	-----	3
1. 朝日地域の概要	-----	3
2. 朝日地域の課題	-----	4
第3章 基本構想	-----	5
1. 目指すまちの姿	-----	5
2. 基本理念	-----	5
3. 基本目標	-----	5
4. 基本計画	-----	5
第4章 基本計画（主要施策）	-----	6

第1章 計画の概要

1. 策定の趣旨

朝日地域を取り巻く情勢は人口減少、少子高齢化を始めとして中山間地域特有の様々な課題が生じているため、朝日地域の優れた自然環境、文化を活かした取り組みが求められています。

「住んでよかったです、住みたい個性あるまち朝日」を創造するためには、世代を超えた交流、助け合いなどの地域交流、地域の特性を活かした魅力づくり、住民一人ひとりが活躍できる場など「心の豊かさ」を持て「生活の質の高さ」が得られる環境づくりが必要です。

そのためには、住民・地域が自主性・自立性を高めながら個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることが必要であり、地域づくりとは何かを朝日町民が意識し、行政と住民が共にまちづくりの当事者として協働しながら幸福感が得られるまちづくりを進めて行くことが大切です。

そこで、朝日まちづくり総合計画のもと行政と住民が協働し、ともに知恵や汗を出し合いながら魅力あるまちづくりを推進し、「住んでよかったです、住みたくなるまち飛騨あさひ」の創造に向け策定するものです。

2. 計画の構成

本計画は、「基本構想」および「基本計画」により構成されます。それぞれの計画の位置づけは以下のとおりです。

「基本構想」

基本構想は住民と行政が一体となってまちづくりを推進するため、「高山市総合計画」を踏まえ、まちの将来像を定めて、その実現を目指すものです。

「基本計画」

基本構想に沿い、その目標実現のための基本的施策を総合的かつ計画的に示し、実施計画の基礎となるものです。

3. 計画の目標年次

この計画の期間は、令和6年度からの5か年とする中で、社会情勢等の変化に対応できるよう適宜見直すこととします。

第2章 朝日地域を取り巻く現状と課題

1. 朝日地域の概要

地域の総面積	187.37 km ²
水系の特徴	分水嶺の南側に位置し、乗鞍岳（青屋川、二又川、九蔵川）、御嶽山（秋神川、西洞川、鈍引川）を水源とした飛騨川がまちの中心を流れ、支流の谷は急峻で大小多くの滝が存在する 豊富な水量を資源としたダム湖が3箇所存在する
山系の特徴	乗鞍岳の千町ヶ原から発する分水嶺、丸黒山(1956.3m)、牛首山(1408.3m)、六方山(1403m)、御嶽山の継子岳(2859.1m)、法仙峰(1745.6m)、濁河山(1633.6m)、大平山(1590.9m)、オコズリ山、柄尾山(1351.4m)、黒手山(1316.5m)、高屹山(1303.1m)、日ノ観ヶ岳(1105.6m)の峰々に囲まれ登山道が整備されている山も複数ある
標高	712mから2859m
気候	夏は「太平洋型」の気候ですが、冬は積雪が多く、大陸からの季節風が強い「日本海型」の寒冷な気候
土地利用状況	山林93.9%、農地1%、道路1%、河川1%

歴史	明治8年に24ヶ村を合わせて「朝日村」になり、その後、同21年の町村制公布後、同22年に朝日村の一部が久々野村に編入し、朝日村が形成されました。行政区域は明治9年に岐阜県の所轄に移され、益田郡を経て、昭和25年に高根村とともに大野郡に編入されました。その後、平成17年に高山市と合併し、現在に至る。
産業	農業は、稲作を中心に高冷地を利用したホウレンソウ、トマト、大根の栽培および飛騨牛の飼育が盛ん。 林業は、ほとんどが農業との兼業経営であり、林業労働力は高齢化と同時に減少している。 観光産業は、恵まれた自然資源を活用し、誘客促進を図っている。
文化財	県指定 ・七本サワラ（甲） ・フクジュウソウ群落（大廣） ・スズラン・レンゲツツジ群落（西洞）
	市指定（主な物） ・円空仏（小瀬、小谷、立岩、万石、大廣、浅井、青屋、黒川） ・地蔵尊（青屋） ・秋神イササ（秋神）、西洞獅子（西洞）、青屋獅子（青屋） ・ミズバショウ群生地（見座、西洞） ・立岩栎の木（立岩） ・枝垂桜（万石、青屋、西洞、浅井）
	その他 ・乗鞍青屋登山道石仏 ・千町ヶ原 ・氷点下の森 ・神楽台（甲、立岩、万石） ・胡桃大滝、イノシシ滝、三ツ滝 ・龍巖山

2. 朝日地域の課題

主要課題	主要課題への対応方針
少子高齢化、人口減少社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> 2005年（平成17年）の朝日地域の人口は2,037人、2015年（平成27年）は1,652人、2024年（令和6年3月末現在）は1,404人と大きく減少し、高齢化率も40%以上と少子高齢化が着実に進行しています。 そうした中で、子どもから高齢者までそれぞれの階層において、生きがいと充実感をもって暮らし続けることができる地域づくりが必要となっています。
安全で安心して、楽しく暮らせる生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 近年、私たちを襲う災害は、地球温暖化等による異常気象により、大規模かつ多様化しています。災害による被害を最小限にとどめるために、日頃の防災活動や防災に対する知識と意識を備えておくことが必要となっています。 「自助」、「共助」、「公助」の役割を認識し、災害に強い地域づくりをすすめることができます。 明るく豊かさをもって過ごすためには、健康な身体と健全な精神が大切です。朝日町民が、健康づくりなどに対する知識や意識を高め、楽しく暮らせる地域づくりをすすめることができます。
地域資源の保全と活用により地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 朝日地域は、乗鞍や御岳の懷に広がり、鈴蘭高原や美女高原、カクレハ高原などのフィールドや谷間を縫って流れる清流等、豊かな自然や古くから伝わる伝統・文化が多く散在しています。また、地域の情報発信や特産品を販売する道の駅等の拠点を有しています。こうした資源をしっかりと守り受け継ぐとともに有効に活用することにより、活力ある地域づくりを進めることができます。

第3章 基本構想

1. 目指すまちの姿

「住んでよかったです、住みたくなるまち飛騨あさひ」

町民の誰もが生きがいをもって楽しく暮らすことができ、希望をもち続けることができるまちをめざします。その「まちづくり」の先には、誰もが住みたくなるまち飛騨あさひがあります。

2. 基本理念

「参加、創造、協働」

誰もがまちづくりに関心を持って参加し、みんなで考え、協力しながらまちづくりを進めます。

また、行政をはじめ関係機関と連携を深め、まちづくりを進めます。

3. 基本目標

- (1) 一人ひとりが生きがいと幸せを感じることができるまちづくり
- (2) 安心して暮らすことができ、将来に希望がもてるまちづくり
- (3) 人、自然、文化など地域の宝に自信と誇りがもてるまちづくり

4. 基本計画

- (1) 人づくり、交流活動の推進
- (2) 防災・防犯、安全で安心な環境づくりの推進
- (3) 教育・文化振興、交流活動の推進

第4章 基本計画（主要施策）

み ら い 創 造 部 会	<p style="text-align: center;">人づくり・交流活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会が実施する活動支援 ・広報発行、ホームページ作成 ・情報共有 ・地域課題解決に向けた学習会、研修会への参加 ・結ネット導入、活用推進 ・まちづくり人材育成活動 ・義務教育学校の実現 ・地域ぐるみで子どもの育成 ・ガヤガヤ会議の開催 ・子ども育成支援、若者活動支援（二十歳のつどい等） ・中学生体験学習 ・高齢者活動支援 ・長寿を祝う会
	<p style="text-align: center;">防災・防犯・安心安全活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の推進 ・防災活動の推進、防災訓練の参画 ・自主防災組織の強化と連携 ・消防活動への支援 ・災害時におけるボランティア名簿の作成 ・近隣見守りにより独居、高齢世帯、子どもの見守及び防犯活動支援 ・地域環境整備活動 ・緑化推進事業の推進 ・花いっぱい運動への支援 ・ごみステーション入れ替え設置 ・交通安全ゆっくり走ろう看板設置 ・結ネット活用及び推進 ・福祉、健康増進活動
	<p style="text-align: center;">教育・文化振興活動、健康・福祉活動、環境保全・産業振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化振興（文化祭開催） ・教養活動の推進 ・川柳、フォトコンテスト（まち協カレンダー作成） ・住民一人一人による朝日地域の特色を再発見する活動 ・地域交流イベント支援 ・地域住民の人的交流を図る活動 ・講演会 ・スポーツ振興活動 ・朝日の歴史、文化、自然を守り伝える活動（文化財保護活動） ・地域の森林、河川と親しむ活動 ・地域団体の活動支援 ・農工商観光等関連組織との連携 ・新たな地域おこしの検討 ・農業、林業、観光を組み合わせたボランティア型体験活動 ・枝垂れ桜の里づくり事業の推進

サンサンあさひ



「朝日ロゴマーク」

【お問い合わせ】

事務局：燐燐朝日館 2階

〒509-3325

高山市朝日町万石800番地

TEL & FAX 0577-77-9467

E-mail asahi.machikyo@outlook.jp

【第5号議案】

令和6年度 朝日まちづくり協議会 事業計画（案）

部会名	事業名	目的	概要
●まちづくり推進・人づくり・交流活動に関する部会			
みらい創造部会	朝日まちづくり計画 人材育成 活動団体育成事業	・まちづくり総合計画の推進 ・将来にわたるまちづくりの人材育成	・町内会の運営に寄与するための情報共有を図る ・各町内の活性化をめざす事業を支援 ・あさひの唄「あさひのかたち」の活用 ・「二十歳のつどい」実行委員会への参画 ・地域課題解決にむけた学習会、研修会への参加 ・地域ぐるみで子どもの育成を考える会との連携 ・義務教育学校の実現（学校視察） ・ガヤガヤ会議等の開催 ・結ネット導入、活用推進 ・長寿を祝う活動
	情報発信事業	・情報発信（対内広報） ・情報発信（対外広報）	・広報「まち協あさひ」の発行（年6回発行予定） ・まち協掲示看板の設置 ・垂れ幕の設置 ・ホームページの更新及び内容の充実、管理 ・ネットワーク環境の構築
	子ども育成支援事業 若者活動支援事業	・子ども若者活動支援 ・スポーツ少年団活動支援	・若者活動支援 ・子ども育成 ・若者の企画運営する活動支援 (未就園児・保・小・中・高生含む) ・朝高子どもしとねる会 ・スポーツ少年団 (野球・アルペンスキー・クロススキー) 活動支援
	高齢者活動支援事業	・長寿会活動支援 ・長寿を祝う事業	・長寿会活動支援 ・単位クラブ活動支援 ・長寿を祝う会
●安心安全・防災・防犯・健康・福祉活動に関する部会			
くじら環境部会	地域防災活動事業 地域環境整備事業	・防災活動の推進 ・消防団活動の支援	・地域防災計画の推進 ・自主防災組織の強化と連携 ・消防団活動の支援 ・防災訓練への参画 ・枝垂れ桜の里づくり事業の推進 ・ごみステーション入れ替え設置支援 ・地域内の環境整備の推進 ・花いっぱい運動に参加する協力団体支援 ・交通安全看板設置 ・結ネット活用及び推進
	福祉活動事業	・福祉、健康増進活動	・生活環境の向上に関する活動 ・健康づくりの推進 ・健康講座開催 ・ウォーキング ・福祉、健康増進講座の開催 ・地域課題に向けた検討会
●文化振興活動・交流促進に関する部会			
まちおこし部会	文化活動推進事業 住民心れあい活動事業	・地域住民の人的交流を図る活動及び支援 ・ふるさとの歴史 ・文化、自然を守り伝える活動支援 ・地域活動支援 ・生涯学習活動支援	・文化振興（文化祭開催） ・川柳コンテスト、フォトコンテストの開催 ・教養活動の推進 ・講演会
	地域交流事業 スポーツ振興事業 地域資源活用事業	・地域住民の人的交流を図る活動及び支援 ・スポーツ振興活動 ・地域団体の活動支援 ・農工商観光等関係組織との連携	・地域交流イベント支援 ・朝日まち協カレンダー作成 ・地域スポーツ振興 ・住民参加型活動 ・地域団体の活動支援（飛騨あさひ観光協会、乗鞍登山を復興させる会、古民家を楽しむ会、美女高原観光開発組合、氷点下の森守る会、御嶽鈴蘭高原観光開発） ・商工観光団体等関係組織との連携 ・新たな地域おこしの検討

【第5号議案】

令和6年度 朝日まちづくり協議会 収支予算書（案） 【収入の部】

【収入の部】

単位：円

区分	R5決算額	R6予算額	摘要
会費	1,872,000	1,864,000	466戸×4,000円=1,864,000円
市補助金	10,140,000	11,200,000	高山市協働まちづくり事業支援金
その他補助金	31,000	0	
負担金	226,162	220,000	朝日高根合同実施事業負担金(高根まつづくりの会) 長寿を祝う会会費
寄付金	0	0	
繰越金	1,647,853	1,614,119	
雑入	23,865	24,881	貯金利息、コピー代、他
合計	13,940,880	14,923,000	

【支出の部】

単位：円

事業・科目	R5決算額			R6予算額			摘要
		支援金充当額	自主財源	支援金充当額	自主財源		
組織運営費	6,127,950	5,754,800	373,150	7,125,000	6,680,000	445,000	
事務局運営費	5,695,475	5,353,325	342,150	6,675,000	6,230,000	445,000	
人件費	3,803,129	3,803,129	0	4,860,000	4,860,000	0	
役員報酬	590,000	590,000	0	560,000	560,000	0	会長・副会長・各役員
給与・賃金	2,953,726	2,953,726	0	4,000,000	4,000,000	0	事務局長・事務員
社会保険料	259,403	259,403	0	300,000	300,000	0	健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険
運営費	1,892,346	1,550,196	342,150	1,815,000	1,370,000	445,000	
報償費	0	0	0	10,000	10,000	0	謝礼金・等
旅費	2,000	2,000	0	30,000	30,000	0	会議時出張旅費
交際費	60,000	0	60,000	60,000	0	60,000	激励金・他
需用費	497,089	397,849	99,240	500,000	400,000	100,000	事務消耗品・印刷費・燃料費・修繕費・印刷消耗品・他
役務費	353,202	203,292	149,910	380,000	230,000	150,000	通信費・郵便料・手数料・自治会保険料
委託料	203,895	203,895	0	150,000	150,000	0	印刷機保守契約(メンテナンス)
使用料及び賃借料	534,160	534,160	0	550,000	550,000	0	自動車リース代・印刷機リース料
備品購入費	209,000	209,000	0	100,000	0	100,000	大判プリンター
負担金補助及び交付金	33,000	0	33,000	35,000	0	35,000	社会保険協会・市民憲章推進協議会会費・市町連負担金・慈光会後援会費・文化協会会費・負担金・他
外灯料補助	432,475	401,475	31,000	450,000	450,000	0	
負担金補助及び交付金	432,475	401,475	31,000	450,000	450,000	0	外灯料補助金 19町内会

事業・科目	R5決算額			R6予算額			摘要
		支援金充当額	自主財源	支援金充当額	自主財源		
事業費	6,198,811	4,385,200	1,813,611	7,598,000	4,520,000	3,078,000	
みらい創造部	1,802,322	1,459,434	342,888	2,713,000	1,280,000	1,433,000	
まちづくり、人材育成事業	13,959	0	13,959	350,000	70,000	280,000	地域課題解決に向けた学習会及び研修会・等
活動団体育成事業	265,434	265,434	0	297,000	150,000	147,000	桜ライトアップ・雪像作成・他
情報発信事業	817,306	708,900	108,406	816,000	460,000	356,000	広報紙発行・結ネット導入・他
子ども育成、若者活動支援事業	424,523	204,000	220,523	800,000	400,000	400,000	子ども活動支援・スポ少活動支援
高齢者活動支援事業	281,100	281,100	0	450,000	200,000	250,000	長寿を祝う会・長寿会活動支援・他
くらし環境部	2,086,585	1,511,440	575,145	2,560,000	1,900,000	660,000	
地域防災活動事業	582,525	76,440	506,085	430,000	0	430,000	啓発活動・防災活動
地域環境整備事業	1,504,060	1,435,000	69,060	2,000,000	1,850,000	150,000	地域環境整備・ごみステーション・他
福祉活動支援事業	0	0	0	130,000	50,000	80,000	福祉講座・福祉活動・他
まちおこし部	2,309,904	1,414,326	895,578	2,325,000	1,340,000	985,000	
文化・ふれあい活動推進事業	518,080	295,604	222,476	535,000	300,000	235,000	文化祭・川柳、フォトコンテスト
地域交流事業	748,790	385,502	363,288	550,000	350,000	200,000	まち協カレンダー作成
スポーツ振興事業	33,220	33,220	0	140,000	90,000	50,000	スポーツ活動推進
地域資源活用事業	1,009,814	700,000	309,814	1,000,000	600,000	400,000	枝垂れ桜ライトアップ・他
コミュニティビジネス支援事業	0	0	0	100,000	0	100,000	
積立金				0			
予備費				200,000		200,000	
合計	12,326,761	10,140,000	2,186,761	14,923,000	11,200,000	3,723,000	

資料構成のため空白頁

【第6号議案】

朝日まちづくり協議会 地域支援事業補助金 交付要綱

【趣 旨】

第1条

- この要綱は、朝日まちづくり協議会(以下「協議会」という。)で定めた地域のまちづくりの理念及び将来像の実現のために、朝日地域内で活動する、又は活動しようとする団体(以下「申請団体」という。)が行う地域支援事業に要する事業費用について、協議会が助成する補助金の交付に関して必要な事項を定める。

【定 義】

第2条

- この要綱において「補助金」とは、協議会の予算の範囲内において交付する補助金をいう。
- この要綱において「地域支援事業」とは、別表の対象事業欄に掲げる事業をいう。
- この要綱において「申請団体」とは、協議会規約第4条に定める団体及び朝日地域内で活動し、又は活動しようとする団体で、会員が5名以上あり朝日地域のまちづくりに資する団体をいう。

【事業内容、 対象経費及び要件】

第3条

この要綱において、事業内容、対象経費と要件、補助期間及び補助金の限度額は、別表に定めるところによる。ただし、次の各号に掲げる事業は対象としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業
- (2) 特定の団体や個人の営利を目的とした事業者が**行う事業**
- (3) 国、県または市の補助金(助成)を受ける事業

【補助事業の申請】

第4条

- 申請団体の代表は、この要綱に基づく補助事業に着手しようとするときは、着手する日の14日前までに、地域支援事業計画書(様式第1号 以下「申請書」という。)に協議会が定める書類添えて提出するものとする。
- 協議会は、前項の計画申請書を審査し、適正と認めた時は、速やかに補助金額を確定し、地域支援事業計画承認交付決定通知書(様式第2号 以下「決定通知書」という。)により通知するもの

とする。

【補助金の交付】

第5条

1. 協議会は、申請書の提出があった場合において、前条第2項に定める決定通知書による通知をした後、速やかに交付するものとする。
2. 申請団体の代表は、補助金の交付を受けようとするときは、決定通知書を受け取った後、速やかに補助金請求書(様式第3号)を協議会に提出しなければならない。

【実績の報告】

第6条

申請団体の代表は、事業が完了したときは、その事業完了の日から20日以内又は、その属する年度の最後の日のいずれか早い日までに、地域支援事業実績報告書(様式第4号 以下「実績報告書」という。)に協議会が定める書類を添えて、これを協議会に提出しなければならない。

【補助金の精算】

第7条

1. 申請団体は、前条の規定による実績報告書を提出した後、協議会による精算を受けなければならない。
2. 申請団体は、前項の規定による精算を受けた後、交付された補助金に不足があるときは、協議会が決定した金額の精算請求書を、速やかに提出しなければならない。
3. 申請団体は、前項の規定による精算を受けた後、交付された補助金に充足があるときは、協議会が決定した補助金の一部を定められた期限までに返還しなければならない。

【補助金の返還等】

第8条

1. 協議会は、申請団体の代表が次のいずれかに該当したと認められたときは、その者に対し、補助金の交付の決定を取り消し、交付すべき補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部を期限を定めて返還させることができる。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付をうけたとき。
 - (3) 補助金を当該補助金の目的以外に使用したとき。

【委任】

第9条

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する

別表1（第2条、第3条関係）

地域支援事業の対象事業	内 容	補助率又は補助額	交付の対象	備考
みらい創造 部会	活動団体育成 事業	(1)町内会等が行う活 動に要する経費	・補助対象となる経費相 当額 (ただし、上限50千円)	町内会等
	人材育成事業	(1)新成人を祝うつど いに要する経費	・補助対象となる経費相 当額	実行委員会
		(2)その他人材育成に 資する事業に要する 経費	・補助対象となる経費相 当額 (ただし、上限50千円)	申請団体
	子ども育成活 動支援事業	(1)保育園、小学校、 中学校等の学級活動 等に要する経費	・補助対象となる経費相 当額 (ただし、上限100千円)	保育園、小学 校、中学校等 の学級活動 等
		(2)スポーツ少年団の 活動に要する経費	・補助対象となる経費相 当額 (上限100千円の範囲内 で、以下の算出式を用い て補助上限額算出) $30\text{千円} + (\text{団員数} \times 5\text{千円})$	スポーツ少 年団
	高齢者活動推 進事業	(1)長寿会等の活動に 要する経費	・補助対象となる経費相 当額 (ただし、上限300千円)	長寿会等申 請団体
くらし環境 部会	その他事業	(1)その他みらい創造 に資する事業に要す る経費	・補助対象経費の2分の1 以内 (ただし、上限100千円)	申請団体
	防災活動支援 事業	(1)高山市消防団朝日 支団、自主防災組織 等が行う防災活動に 要する経費	・補助対象となる経費相 当額	高山市消防 団朝日支団 自主防災組 織等
	地域環境整備 事業	(1)町内会が行う活動 に要する経費	・補助対象となる経費相 当額	町内会
		(2)その他地域の環境 整備に資する事業に 要する経費	・補助対象経費の2分の1 以内 (ただし、上限200千円)	申請団体
		(3)町内ゴミステーシ ョン新設事業に要す る経費	・補助対象経費の2分の1 以内	町内会
	福祉活動支援 事業	(1)福祉活動に資する 事業に要する経費	・補助対象経費の2分の1 以内 (ただし、上限100千円)	申請団体
	その他事業	(1)その他くらし環境 に資する事業に要す る経費	・補助対象経費の2分の1 以内	申請団体

		る経費	(ただし、上限100千円)		
まちおこし 部会	地域交流事業	(1)地域の交流事業に資する事業に要する経費	・補助対象経費の2分の1以内 (ただし、上限100千円)	申請団体	
	スポーツ振興事業	スポーツ振興に要する経費	・補助対象経費の2分の1以内 (ただし、上限100千円)	申請団体	
	文化活動推進事業	(1)文化活動に資する事業に要する経費	・補助対象経費の2分の1以内 (ただし、上限100千円)	申請団体	
	その他事業	(1)その他社会教育に資する事業に要する経費	・補助対象経費の2分の1以内 (ただし、上限100千円)	申請団体	
	地域資源活用事業	(1)観光協会等が行う活動に要する経費	・補助対象となる経費相当額 (ただし、上限200千円)	観光協会等	
	産業振興事業	(1)6次産業化に資する事業に要する経費	・補助対象経費の2分の1以内 (ただし、上限100千円。 申請 3 年度以内)	申請団体	
	コミュニティビジネス支援事業	(1) コミュニティビジネスに資する事業に要する経費	・補助対象経費の2分の1以内 (ただし、上限300千円。 同一申請 3 年度以内)	申請団体	
	その他事業	(1)その他産業経済に資する事業に要する経費	・補助対象経費の2分の1以内 (ただし、上限300千円)	申請団体	

付記

- 1 補助事業は、補助金完結ではなく、地域住民が活動主体の全部又は、一部を担うものとする。
- 2 複数の団体で連携する場合は、団体ごとに補助するのではなく、その行う事業に対して補助する。
- 3 **補助金交付申請団体の資格は地域住民による構成員5名以上の団体とする。**
- 4 補助対象事業費及び補助金額の千円未満の端数については、これを切り捨てる。
- 5 事業の運営等の一切は、主催者が行うものとする。
- 6 スポーツ少年団の活動に要する経費の算出例。
 - ・例1 構成員15名(上限額超過のため100,000円の補助)
 $30,000\text{円} + (15\text{名} \times 5,000\text{円}) = 105,000\text{円}$
 - ・例2 構成員14名(上限額以内のため100,000円補助)
 $30,000\text{円} + (14\text{名} \times 5,000\text{円}) = 100,000\text{円}$
 - ・例3 構成員10名(上限額以内のため80,000円補助)
 $30,000\text{円} + (10\text{名} \times 5,000\text{円}) = 80,000\text{円}$
 - ・例4 構成員5名(上限額以内のため55,000円補助)
 $30,000\text{円} + (5\text{名} \times 5,000\text{円}) = 55,000\text{円}$

7 補助対象経費に関すること。

(1) 補助の対象となる経費

- ・消耗品費〔事業実施に必要な消耗事務用品、消耗作業用品購入代〕
- ・通信運搬費〔事業実施に必要なはがき・切手、郵送料、宅配料〕
- ・報償費〔講師等への事業協力に対する交通費を含む謝礼（商品券等賞品、景品を除く）〕
- ・原材料費〔事業実施に必要不可欠な原材料費〕
- ・印刷製本費〔事業実施に必要なポスター・のぼりや資料等の印刷・コピー代〕
- ・燃料費〔事業実施に必要な作業等に必要な車両や機材等の燃料代〕
- ・借上料〔事業実施に必要な作業等に必要な車両や機材等の借上料〕
- ・環境整備等の事業に要する消耗品、燃料費、借上料の基準単価は別途定める。
- ・上記以外で役員会にて承認された経費

(2) 補助の対象とならない経費

- ・他の補助対象経費で対象となる事業のすべての経費（同一事業に対する複数補助金交付の防止）
- ・町内会員、グループ・団体員の親睦だけを目的にする経費
- ・業者への委託が主となる経費で、役員会で対象経費に適さないとされた経費
- ・団体の経常的な活動に要する経費
- ・団体の事業所等を維持するための経費
- ・事業実施に係る飲食の経費

様式第1号（第4条関係）

朝日まちづくり協議会地域支援事業計画申請書

令和 年 月 日

朝日まちづくり協議会 会長 様

団体住所

団体名

代表者名

(印)

連絡先

朝日まちづくり協議会地域支援事業補助金交付要綱第4条の規定により次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、私は暴力団の活動に使用しないことを宣誓します。

また、必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

補助年度 令和 年度	補助事業の名称
補助事業の目的	
補助事業の内容	
補助事業の経費内訳	
事業費	
実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
審査意見（申請人において記入しないこと）	

収支予算書

収入の部

(単位：円)

項目	金額	内訳
支援金		
自己資金		
合計		

支出の部

(単位：円)

項目	金額	内訳
合計		

第2号議案 別表

「交付決定通知書」

様式第3号（第5条関係）

朝日まちづくり協議会地域支援事業補助金請求書

令和 年 月 日

朝日まちづくり協議会 会長 様

団体住所
団体名
代表者名 印
連絡先

朝日まちづくり協議会地域支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり請求します。

補助年度 令和 年度	補助事業の名称		
補助金交付決定額			
振り込み口座			
振込先	金融機関名	農協	支店
	ふりがな		
	口座名義人		
	預金の種別	普通	口座番号

(請求金額は、千円未満切り捨ての金額です。)

様式第4号（第6条関係）

朝日まちづくり協議会地域支援事業実績報告書

令和 年 月 日

朝日まちづくり協議会 会長 様

団体住所

団体名

代表者名

(印)

連絡先

朝日まちづくり協議会地域支援事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり報告します。

補助年度 令和 年度	補助事業の名称
事業費	
実施日	
経過及び内容	
添付書類 1、納品書・請求書・領収書（すべて原本を添付） 2、事業実施中の写真 3、その他	
事業実施確認結果（申請人において記入しないこと）	

収支決算書

収入の部

(単位：円)

項目	金額	内訳
支援金		
自己資金		
合計		

支出の部

(単位：円)

項目	金額	内訳
合計		

令和6年度 朝日まちづくり協議会 地域支援事業補助金交付要綱(早見表)

別表1 (第2条、第3条関係)

対象事業	内 容	補助率又は補助額	上 限	交付の対象																								
(1) みらい創造事業																												
1 活動団体育成事業	(1)町内会等が行う活動に要する経費	補助対象となる経費相当額	50千円	町内会等																								
2 人材育成事業	(1)二十歳を祝うつどいに要する経費	補助対象となる経費相当額		実行委員会																								
	(2)その他人材育成に資する事業に要する経費	補助対象となる経費相当額	50千円	申請団体																								
3 子ども育成活動支援事業	(1)保育園、小学校、中学校等の学級活動等に関する経費	補助対象となる経費相当額	100千円	申請団体																								
	(2)スポーツ少年団の活動に要する経費	補助上限額算出式 30千円+(団員数×5千円)	100千円	スポーツ少年団																								
4 高齢者活動推進事業	(1)長寿会等の活動に要する経費	補助対象となる経費相当額	300千円	長寿会等申請団体																								
5 その他事業	(1)その他みらい創造に資する事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	100千円	申請団体																								
(2) くらし環境事業																												
1 防災活動支援事業	(1)高山市消防団朝日支団、自主防災組織等が行う防災活動に要する経費	補助対象となる経費相当額		申請団体																								
2 地域環境整備事業	(1)町内会が行う活動に要する経費	補助対象となる経費相当額		町内会																								
	(2)その他地域の環境整備に資する事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	200千円	申請団体																								
	(3)町内ゴミステーション新設事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	50千円	町内会																								
3 福祉活動支援事業	(1)福祉活動に資する事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	100千円	申請団体																								
4 その他事業	(1)その他くらし環境に資する事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	100千円	申請団体																								
(3) まちおこし事業																												
1 地域交流事業	(1)地域の交流事業に資する事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	100千円	申請団体																								
2 スポーツ振興事業	(1)スポーツ振興に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	100千円	申請団体																								
3 文化活動推進事業	(1)文化活動に資する事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	100千円	申請団体																								
4 その他事業	(1)その他社会教育に資する事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	100千円	申請団体																								
5 地域資源活用事業	(1)観光協会等が行う活動に要する経費	補助対象となる経費相当額	200千円	観光協会等																								
6 産業振興事業	(1)6次産業化に資する事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	100千円(申請3年度以内)	申請団体																								
7 コミュニティビジネス支援事業	(1)コミュニティビジネスに資する事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	300千円(同一申請3年度以内)	申請団体																								
8 その他事業	(1)その他産業経済に資する事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	300千円	申請団体																								
■付記■																												
1	補助事業は、補助金完結ではなく、地域住民が活動主体の全部又は、一部を担うものとする。																											
2	複数の団体で連携する場合は、団体ごとに補助するのではなく、その行う事業に対して補助する。																											
3	補助金交付申請団体の資格は地域住民による構成員5名以上の団体とする。																											
4	補助対象事業費及び補助金額の千円未満の端数については、これを切り捨てる。																											
5	事業の運営等の一切は、主催者が行うものとする。																											
6	スポーツ少年団の活動に要する経費の算出例。																											
・例1	構成員 15名(上限額超過のため100,000円の補助)	30,000円+(15名×5,000円)=105,000円																										
・例2	構成員 14名(上限額以内のため100,000円補助)	30,000円+(14名×5,000円)=100,000円																										
・例3	構成員 10名(上限額以内のため80,000円補助)	30,000円+(10名×5,000円)= 80,000円																										
・例4	構成員 5名(上限額以内のため55,000円補助)	30,000円+(5名×5,000円)= 55,000円																										
7	補助対象経費に關すること																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助の対象となる経費</th> <th>補助の対象とならない経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消耗品費</td> <td>(需用費)</td> <td>事業実施に必要な 消耗事務用品、消耗作業用品購入代 町内会員、グループ・団体員の親睦だけを目的にする経費</td> </tr> <tr> <td>通信運搬費</td> <td>(役務費)</td> <td>事業実施に必要な はがき・切手、郵送料、宅配料</td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td>(報償費)</td> <td>講師等への事業協力に対する交通費を含む謝礼(商品券等賞品、景品を除く) 業者への委託が主となる経費で、役員会で対象経費に適さないとされた経費</td> </tr> <tr> <td>原材料費</td> <td>(原材料費)</td> <td>事業実施に必要不可欠な 原材料費</td> </tr> <tr> <td>印刷製本費</td> <td>(需用費)</td> <td>事業実施に必要な ポスター・資料等の印刷・コピー代 団体の事業所等を維持するための経費</td> </tr> <tr> <td>燃料費</td> <td>(需用費)</td> <td>事業実施に必要な 作業等に必要な車両や機材等の燃料代 事業実施に係る飲食の経費</td> </tr> <tr> <td>借上料</td> <td>(使用料及び賃貸料)</td> <td>事業実施に必要な作業等に必要な車両や機材等の借上料、会場使用料</td> </tr> </tbody> </table>					補助の対象となる経費		補助の対象とならない経費	消耗品費	(需用費)	事業実施に必要な 消耗事務用品、消耗作業用品購入代 町内会員、グループ・団体員の親睦だけを目的にする経費	通信運搬費	(役務費)	事業実施に必要な はがき・切手、郵送料、宅配料	報償費	(報償費)	講師等への事業協力に対する交通費を含む謝礼(商品券等賞品、景品を除く) 業者への委託が主となる経費で、役員会で対象経費に適さないとされた経費	原材料費	(原材料費)	事業実施に必要不可欠な 原材料費	印刷製本費	(需用費)	事業実施に必要な ポスター・資料等の印刷・コピー代 団体の事業所等を維持するための経費	燃料費	(需用費)	事業実施に必要な 作業等に必要な車両や機材等の燃料代 事業実施に係る飲食の経費	借上料	(使用料及び賃貸料)	事業実施に必要な作業等に必要な車両や機材等の借上料、会場使用料
補助の対象となる経費		補助の対象とならない経費																										
消耗品費	(需用費)	事業実施に必要な 消耗事務用品、消耗作業用品購入代 町内会員、グループ・団体員の親睦だけを目的にする経費																										
通信運搬費	(役務費)	事業実施に必要な はがき・切手、郵送料、宅配料																										
報償費	(報償費)	講師等への事業協力に対する交通費を含む謝礼(商品券等賞品、景品を除く) 業者への委託が主となる経費で、役員会で対象経費に適さないとされた経費																										
原材料費	(原材料費)	事業実施に必要不可欠な 原材料費																										
印刷製本費	(需用費)	事業実施に必要な ポスター・資料等の印刷・コピー代 団体の事業所等を維持するための経費																										
燃料費	(需用費)	事業実施に必要な 作業等に必要な車両や機材等の燃料代 事業実施に係る飲食の経費																										
借上料	(使用料及び賃貸料)	事業実施に必要な作業等に必要な車両や機材等の借上料、会場使用料																										

